

お知らせ

家屋の新・増築、取り壊しをされた方へ

家屋についての固定資産税は、毎年一月一日現在の所有状況により賦課されます。

平成二十二年中に家屋の新・増築または取り壊しをされた方で、町職員が調査に伺っていない方は、役場税務課まで連絡してください。

新・増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査を、取り壊した家屋については、年内に取り壊したことを確認し、課税台帳から抹消する必要がありますので、必ず連絡してください。

年末までにこれらの予定がある方についてもお知らせください。

家屋改修の減税制度について
一定の条件で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。

- ・ 耐震改修減額
- ・ バリアフリー改修減額
- ・ 省エネ改修減額

減額制度の適用を受けるためには申請が必要です。

問い合わせ先
税務課固定資産税係

☎(48)1111 (内218)

新春アイプラザ半田寄席を開催

アイプラザ半田で、寄席を開催します。

日時 平成二十三年一月十六日
(日)午後二時～午後四時
場所 アイプラザ半田一階(第一日本間)

出演者 半田大衆演芸くらぶ
河太郎・志よ朝・無眠 ほか
定員 四十人(先着順)

入場料 無料
問い合わせ先 アイプラザ半田
(愛知県半田勤労福祉会館)
☎(23)2255

母子・寡婦福祉資金を貸し付けます

愛知県では、母子家庭と寡婦の方の生活の安定と、児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金貸付を行っています。

対象者

母子福祉資金

二十歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子(母子家庭の母)

が扶養している二十歳未満の児童

寡婦福祉資金

かつて配偶者のない女子として二十歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子(寡婦)
が扶養している二十歳以上の子など

種類 事業開始資金、事業継続

資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金(各資金の貸付限度額や内容の詳細については、問い合わせください。)

問い合わせ先 愛知県多福祉相談センター地域福祉課母子自立支援員 ☎(31)0121
住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111 (内226)

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金が支給されます

対象者
戦後強制抑留者で、シベリア特別措置法の施行日である平成二十二年六月十六日に、日本国籍を有する方

『愛知県の特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ』～12月16日から発効～

愛知県内の特定の産業に適用される7業種の産業別(特定)最低賃金について、平成22年12月16日から改正された金額が発効します。

既に10月24日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金(時間額)は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	745円	平成22年10月24日

(特定(産業別)最低賃金)

鉄鋼業最低賃金	862円	平成22年12月16日
はん用機器製造業最低賃金	838円	
電気機器製造業最低賃金	803円	
輸送用機器製造業最低賃金	844円	
精密機器製造業最低賃金	792円	
各種商品小売業最低賃金	785円	
自動車(新車)小売業最低賃金	826円	平成19年12月16日
自動車部分品・附属品小売業最低賃金	800円	

問い合わせ先 半田労働基準監督署
☎(21)030
愛知労働局ホームページ
(http://www.aichi-rodo.go.jp/)

(施行日前に亡くなられた場合は対象になりません。なお、施行日以降に対象者が亡くなられた場合は、相続人が請求できます)。

請求方法
過去に特別慰労品を受けた方は、「独立行政法人平和祈念事業特別基金」から請求書類が送られます。

特別慰労品を受けていない方は、同基金に問い合わせてください。

請求期限 平成二十四年三月三十一日(土)

問い合わせ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当 ☎0570(059)204
IP電話、PHSからは、☎03(5860)2748

受付時間は、平日午前九時～午後六時